

共同指導プログラム実施要領
一人文社会科学系大学院コンソーシアムによる博士学位共同指導プログラム—

人文社会科学系大学院コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）における共同指導プログラムの実施に関し、必要な事項を以下に定める。

1. 共同指導プログラムの概要

共同指導プログラム（以下「プログラム」という。）とは、コンソーシアム学生交流協定に基づき、コンソーシアムに参加している大学（以下「参加大学」という。）の大学院に在籍する学生が、自身が在籍する大学（以下「在籍大学」という。）の教員及び在籍大学以外の参加大学の教員の双方から共同で学位論文指導を受けるものである。このプログラムでは、在籍大学の学位審査要件に基づいて1つの学位論文に対して合同で審査が行われ、大学院修了時に、在籍大学から授与される学位に加え、当該学生を受け入れた在籍大学以外の参加大学（以下「受入大学」という。）から、共同で論文指導を行ったことを証明する研究指導証明書が発行される。

2. プログラム参加学生の身分

プログラム参加学生（以下「参加学生」という。）は、在籍大学に大学院学生（正規生）としての学籍を有しつつ、受入大学においてはコンソーシアム学生交流協定に基づく特別研究学生（非正規生）として在籍する。

3. プログラム実施期間

本プログラムは博士課程（後期）において実施するものとし、参加学生は、原則として在籍大学の博士課程（後期）の2年次に、6か月以上1年以内の期間、受入大学において研究に従事する。ただし、当該期間は、継続した期間である必要はなく、複数の期間の合計でもよいものとするほか、受入大学指導教員による定期的、継続的なオンライン指導の期間を含めることができるものとする。また、相応の事由がある場合は、プログラム実施期間を延長することができるものとする。

4. 共同指導体制

参加学生の申請に基づき、在籍大学及び受入大学のそれぞれは、当該学生の学位論文の研究題目に対応する1名ずつの担当指導教員を置き、共同で研究指導を行う。

また、コンソーシアム運営会議（以下「運営会議」という。）において、参加学生1名ごとの共同指導プログラムにつき、在籍大学及び受入大学以外の大学等に所属する運営会議委員1名をプログラム・オフィサーに指名する。プログラム・オフィサーは、プログラム実施期間及び前後の期間を通して、参加学生との面談等によって共同指導の状況を把握するとともに、必要に応じて助言等を行う。

5. プログラム参加のための申請手続等

(1) プログラムへの参加を希望する学生は、学位論文に係る研究題目、受入大学における研究活動期間、学位論文の作成に用いる言語等について、事前に研究指導を希望する在籍大学及び受入大学の担当候補教員と十分な意思疎通を行い、当該教員から内諾を得た上で、原則として指導開始を希望する6か月前までに、在籍大学を通じて受入大学に申請（特別研究学生の出願）を行う。

申請にあたっては、特別研究学生としての出願様式のほか、学位請求論文執筆に向けた研究計画書等を提出するものとする。研究計画書等の書式は、在籍大学において定められたものを使用してよいが、書式が定められていない場合には任意の様式で作成してよい。

(2) 受入大学は、速やかに当該申請（受入）の可否を審議し、審議の結果を運営会議に報告する。

(3) 共同指導プログラムの実施にあっては、予め在籍大学及び受入大学との間で調整を行うものとするが、実施の内容に関し特段の懸念事項等がある場合は、必要に応じて両大学の間で覚書を取り交わすものとする。

6. プログラムの進捗管理

参加学生は、受入大学において研究指導を受けた年度の3月に、在籍大学を通じて運営会議に研究活動状況報告書を提出する。運営会議は、当該報告書に基づいて参加学生へのヒアリングを実施し、共同指導プログラムの進捗状況を管理する。

7. 学位審査

参加学生は、在籍大学及び受入大学の双方の指導教員の承認を得た上で、プログラム実施期間終了後に、学位請求論文一篇を在籍大学に提出する。学位審査は、受入大学指導教員を含む審査委員会を設置した上で、在籍大学の定める学位審査要件に基づいて実施される。なお、開催される審査委員会のうち少なくとも1回はプログラム・オフィサーをはじめとする運営会議委員が陪席する公開審査とし、審査委員及び陪席者は、コンソーシアム共有化ループリックによる評価を実施して審査結果を検証し、学位請求論文の質保証の担保に資するものとする。

8. 学位授与等

学位審査に合格した参加学生には、在籍大学から在籍大学の定めに基づく学位が授与されるとともに、受入大学からは共同で論文指導を行ったことを証明する研究指導証明書が発行される。

9. 検定料、入学料及び授業料並びに諸費用

コンソーシアム学生交流協定に基づき、参加学生の受入大学における検定料、入学料及び授業料は不徴収とする。なお、参加学生の受入大学への派遣に係る交通費や滞在費等は、原則として本人の自己負担とする。また、プログラム実施に伴って発生する指導教員の活動に係る経費（例えば教員の旅費や大学院手当等）は、原則として当該指導教員の所属大学が負担する。

10. プログラムの中止

参加学生は、やむを得ない事由が生じた場合には、参加学生、在籍大学及び受入大学の合意に基づいて、プログラムを中止することができる。この場合、参加学生は、所定様式により在籍大学を通じて受入大学に申請（特別研究学生の退学）を行うこととし、受入大学は、当該申請（退学）の可否を審議し、審議の結果を運営会議に報告しなければならない。

11. その他

- (1) 受入大学においては、参加学生に対し、可能な限り正規生と同様の研究資源へのアクセスを保証することが望ましい。
- (2) 在籍大学及び受入大学においてそれぞれ大学院に係る規程、実施要領等は異なっているが、学位審査については在籍大学の定めに、特別研究学生としての研究指導については受入大学の定めに従うものとする。ただし、これに依り難い場合は、運営会議において協議するものとする。

【参考資料】プログラム実施の際の基本的な流れ

以下においては、春入学、標準修業年限で修了する場合を例として、基本的な流れを示している。ただし、各大学において学事暦が異なっていることもあり、以下の「基本的な流れ」では不都合が発生する場合には、在籍大学・受入大学およびコンソーシアム運営会議の協議に基づき、可能な範囲で柔軟な対応を行う。秋入学の場合、長期履修の場合の手続についても、同様の扱いとする。

① 博士課程（後期）の1年次9月（申請）

プログラムへの参加を希望する学生は、学位論文に係る研究題目、受入大学における研究活動期間、学位論文の作成に用いる言語等について、研究指導を希望する在籍大学及び受入大学の担当候補教員と十分な意思疎通を行い、当該教員から内諾を得た上で、在籍大学を通じて受入大学に申請を行う。

なお、申請時において、特別研究学生としての申請様式の他に、学位請求論文執筆に向けた研究計画書等を提出するものとする。研究計画書等の書式は、在籍大学において定められたものを使用してよいが、書式が定められていない場合には任意の様式で作成してよい。

② 博士課程（後期）の1年次10月～12月（審議・許可）

受入大学において当該申請の可否を審議し、審議の結果を運営会議に報告する。

③ 博士課程（後期）の2年次4月～3月（共同指導の実施）

参加学生は、原則として博士課程（後期）2年次に、受入大学指導教員の下で、特別研究学生として6か月以上1年以下の研究指導を受けるものとする。ただし、これは最低限の共同指導の担保であり、相応の事由がある場合は、プログラム実施期間を延長することができる。

なお、プログラム実施期間及び前後の期間を通して、適宜プログラム・オフィサーによる参加学生への面談等が行われる。

④ 博士課程（後期）の2年次3月（プログラム進捗状況の確認）

参加学生は、受入大学において研究指導を受けた年度の3月に、在籍大学を通じて運営会議に研究活動状況報告書を提出する。運営会議は、当該報告書に基づいて参加学生へのヒアリングを実施し、共同指導プログラムの進捗状況を管理する。

⑤ 博士課程（後期）の3年次10月～12月（学位請求論文の審査）

在籍大学の定める学位審査要件に基づき、提出された学位請求論文の審査を実施する。ただし、審査委員会は、受入大学指導教員を含む合同の審査委員会として設置される。なお、審査委員会のうち少なくとも1回は、プログラム・オフィサーをはじめとする運営会議委員が陪席する公開審査とする。審査結果自体は審査委員会の結論に委ねられるが、陪席者も含めてコンソーシアム共有化ループリックによる評価を実施して審査結果を検証し、学位請求論文の質保証を担保する。